

有料道路通行料金の割引



身体障害者手帳，療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合，通行料金が割引

になります。事前に車（1台）を登録する必要があります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳④・Aを所持している方	
適用範囲	第1種身体障害者 第1種知的障害者	障害者本人が運転する場合，障害者本人が車に同乗される場合
	第2種身体障害者	障害者本人が運転する場合（障害者本人の運転免許証が必要）
	※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので，詳細はお問合せください ※登録できる車は1台のみ	
手続	ETCを利用しない場合	・手帳　・登録を希望する自動車の車検証　・第2種身体障害者の場合，障害者本人の運転免許証
	ETCを利用する場合	上記に加え， ・ETCカード（障害者本人名義のものに限ります。ただし，障害者が20歳未満の場合は保護者名義のものが使用できます） ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書
窓口	社会福祉課 障がい福祉支援室 石下支所 暮らしの窓口センター 福祉・保健・介護グループ	
備考	割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は，更新の手続が必要です。更新は有効期限の2か月前から受け付けます。 お住まいの市町村が変わった場合も，再手続が必要です 有料道路割引についての問い合わせ ネクスコ東日本 0570-024-024	